

財団法人 富山県体育協会寄附行為

(昭和3年11月5日文部大臣設立認可)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、財団法人富山県体育協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を富山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、スポーツを普及、振興し、県民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図り、
明朗活発なスポーツ文化の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 県民のスポーツ振興と体力向上に関する調査研究並びに広報啓発活動
- (2) スポーツ団体の強化育成と相互の連絡
- (3) 競技会、講習会等スポーツに関する各種行事の開催
- (4) スポーツの指導並びに指導者の養成と研修
- (5) スポーツ少年団の育成強化
- (6) スポーツ功労者の顕彰
- (7) スポーツハウス、その他体育施設、用具の管理と運営
- (8) スポーツに関する施設、設備、用具の研究調査並びに需給斡旋
- (9) その他本会の目的達成に必要と認められる事業

(組 織)

第5条 本会は、県内のスポーツ団体をもって組織する。

第3章 資産及び会計

(資 産)

第6条 本会の資産は、基本財産及び運営財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものとし、理事会において同意を得、かつ評議員会の承認を得なければ処分をすることができない。

- (1) 資産として寄附された金品
- (2) 基本財産に繰入れることを決議した財産

3 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、保管しなければならない。

4 運営財産は、基本財産以外は一切の財産とし、本会の維持運営に充てるものとする。

(経費の支弁)

第7条 本会の事業遂行に要する費用は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 資産から生ずる果実
- (2) 加盟団体の会費
- (3) 財団法人日本体育協会よりの補助金
- (4) 県補助金
- (5) 事業に伴う収入金
- (6) 負担金
- (7) 寄附金品
- (8) その他の収入

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び決算)

第9条 本会の事業計画及び収支予算は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算の変更についても同様とする。

- 2 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に監事の監査に付し、その意見を付し、理事会及び評議員会の議決をうけて富山県教育委員会に報告しなければならない。

(剰余金の処分)

第10条 本会の収支決算に剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰入れ、又は翌年度へ繰越しするものとする。

(特別会計の設置)

第11条 本会は、理事会及び評議員会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第4章 役員、評議員及び事務局

(役員等)

第12条 本会に次の役員及び評議員（以下「役員等」という。）を置く。

会 長	1 名	理 事	若干名
副 会 長	若干名	監 事	若干名
理 事 長	1 名	顧問・参与	若干名
専務理事	1 名	評 議 員	若干名
常務理事	1 名		

(役員等の選任)

第13条 会長及び副会長は、評議員会において選任する。会長及び副会長は就任と同時に理事となる。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、評議員会の同意を得て、理事のうちから会長が任命する。
- 3 理事及び監事は、評議員及び会長の指名する学識経験者のうちから評議員会の同意を得て、会長が任命する。
- 4 評議員は、各加盟団体からそれぞれ1名選出し、選出された評議員が役員に就任した

- ときは、その者が属する加盟団体は新たに1名の評議員を選出することができる。
- 5 顧問は、本会に著しく功績のあった者のうちから理事会の推せんにより会長が委嘱する。
 - 6 参与は、各加盟団体の代表者及び理事会が推せんする者から会長が委嘱する。

(任期)

第14条 役員等の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員等に欠員が生じたときは、すみやかに補充しなければならない。補充された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員等は、任期満了後においても後任者が就任するまでは引き続いてその職務を行うものとする。

(役員等の職務権限)

第15条 会長は本会を代表し、会務を総轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事長は本会を代表し、会務を掌理する。会長及び副会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は理事長を補佐して会務を処理する。理事長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐して日常の業務を処理する。専務理事に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 理事は、本会の業務を執行する。
- 7 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。
- 8 顧問及び参与は必要に応じ、会務に参与し、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 9 役員等は、無給とする。常勤の役員は有給とすることができる。

(役員解任)

第16条 会長は、役員等が次の各号の1に該当するときは、その役員等を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認めるとき
- (2) 職務上業務違反があるとき
- (3) その他、役員等たるに適しないと認めるとき

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、必要に応じて職員を置き、会長が任免する。

- 2 事務局及び職員に関する事項は、会長が定める。

第5章 加盟団体

(加盟)

第18条 本会は、理事会及び評議員会において承認した次の団体を加盟団体とする。

- (1) スポーツを競技別に代表する県単位の団体

- (2) 学校体育を代表する県単位の団体
- (3) 市町村の地域を代表する体育団体
- (4) 生涯スポーツを代表する県単位の団体
- (5) 総合型地域スポーツクラブを代表する県単位の団体
- (6) その他、理事会及び評議員会の議決を経て指定した団体

(脱 退)

第19条 加盟団体が本会を脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出するものとする。

- 2 会長は、本会の加盟団体として不相当と認めるときは、理事会及び評議員会の承認を得て、これを取り消すことができる。

第6章 賛 助 会 員

(賛助会員)

第20条 本会に賛助会員をおく。

- 2 前項の賛助会員に関する事項は、別に定める。

第7章 会 議 及 び 運 営

(会 議)

第21条 本会に次の会議を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 専門委員会

(評議員会)

第22条 評議員会は評議員をもって組織し、議長は会長がこれにあたる。

- 2 評議員会は、本会の会計年度終了後2箇月以内に開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は評議員の3分の1以上から会議の目的事項を明示して、請求のあったときは、会長は評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数の議決をもって定め、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の付議事項)

第23条 次に掲げる事項は、評議員会に付議する。

- (1) 事業計画及び収入支出予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収入支出決算に関する事項
- (3) 役員を選任及び同意に関する事項
- (4) 基本財産の処分及び担保提供に関する事項
- (5) その他本会の業務に関する主要事項

(書面表決等)

第24条 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、会長は、書面による賛否を求めて評議員会の議決に代えることができる。

2 前項の場合は、その結果を次の評議員会で報告するものとする。

(理事会)

第25条 理事会は理事をもって組織し、議長は理事長がこれにあたる。

2 理事会は必要に応じて理事長が招集する。ただし、理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事長は速やかにこれを招集しなければならない。

3 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 理事会の議事は、出席理事の過半数の議決をもって定め、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の付議事項)

第26条 次に掲げる事項は、理事会に付議する。

(1) 事業計画及び収入支出予算

(2) 事業報告及び収入支出決算

(3) 諸規定の制定改廃

(4) その他会長の付議した事項

(専門委員会)

第27条 本会に専門の事項を調査審議するために、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会は、理事会の議決を経て会長が委嘱する専門委員をもって組織する。

3 専門委員会の名称、目的、委員数、その他の事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(議事録)

第28条 理事会及び評議員会の会議は、議事録を作成し、出席者代表2名が署名捺印し、これを保存するものとする。

第8章 寄附行為の変更並びに解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事及び評議員の3分の2以上の同意を得、かつ県教育委員会の認可を受けなければ変更することはできない。

2 本会の寄附行為変更の審議は、その評議員会を招集する通知の中に記載しておかなければならない。

(解 散)

第30条 本会の解散については、理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、かつ県教育委員会の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第31条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会の同意を得、かつ県教育委員会の認可を受けて、本会の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

第9章 補 則

(施 行)

第32条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て会長が定める。

附 則

この寄附行為は、昭和51年6月4日から施行する。

規約改正経過

昭和21年6月5日	一部改正
昭和24年12月27日	名称変更
昭和28年5月26日	一部改正
昭和41年4月28日	一部改正
昭和42年5月27日	一部改正
昭和44年4月26日	一部改正
昭和49年4月27日	一部改正
昭和51年4月27日	全面改正
平成3年11月30日	一部改正
平成7年5月18日	一部改正
平成9年6月5日	一部改正
平成13年5月14日	一部改正
平成15年7月8日	一部改正
平成20年5月23日	一部改正

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、富山県教育委員会の許可があった日（平成22年3月30日、富山県教育委員会指令ス第1158号）から施行する。
- 2 改正後の寄附行為第13条第2項の規定に基づき、最初に任命された常務理事の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成24年6月3日までとする。